

公布された条例のあらまし

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 一般旅券の記載事項の訂正手数料の廃止  
一般旅券の記載事項を訂正する制度の廃止に伴い、一般旅券の記載事項の訂正手数料を廃止することとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
  - (1) 規則で定める日から施行することとした。
  - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

第一 奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

1 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービス基準」という。）に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事

業所とみなすこととした。この場合において、基準該当通所支援に関する基準の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しないこととした。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準等条例の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、1により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準等条例において準用する1により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（以下「特区省令」という。）の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するため）に当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下1において同じ。）を二十五人以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準等条例の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、1により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準等条例において準用する1により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準等条例の規定により基準

該当生活介護とみなされる通いサービス、1により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準等条例において準用する1により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準に規定する基準を満たしていること。

(5) 1により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

1 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の要件

指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例の要件における登録定員、通いサービスの利用定員及び通いサービスの利用者数に、基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス及び基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用する障害児の数を加えることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 施行期日

公布の日から施行することとした。

#### ◇奈良県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の名称、組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとすることとした。

2 名称

地方独立行政法人法の規定により置かれる委員会の名称は、次に掲げるとおりとすることとした。

ア 奈良県公立大学法人奈良県立医科大学評価委員会

イ 奈良県立病院地方独立行政法人評価委員会  
3 庶務

奈良県公立大学法人奈良県立医科大学評価委員会及び奈良県立病院地方独立行政法人評価委員会の庶務は、医療政策部において処理することとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。  
5 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

1 基金を処分できる場合の変更

国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後においてなお当該交付金等を基金として積み立てた額に残余がある場合の当該残余の額その他の基金として積み立てた額の一部を国庫に納付するための財源に充てるときに基金を処分することができることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例

第一 計画段階配慮書手続の導入

1 計画段階配慮事項についての検討

配慮書対象事業（規則で定める事業（環境影響評価法（以下「法」という。）に規定する第一種事業及び法の規定による通知がなされた法に規定する第二種事業を除く。）をいう。以下同じ。）を実施しようとする者（委託に係る配慮書対象事業にあつては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。）は、配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価技術指針で定める事項を決定するに当たっては、環境影響評価技術指針で定めるところにより、一又は二以上の当該配慮書対象事業の実施が想定される区域（以下「配慮書対象事業実施想定区域」という。）における当該配慮書対象事業に係

る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならないこととした。

## 2 配慮書の作成等

(1) 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならないこととした。

ア 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 配慮書対象事業の目的及び内容

ウ 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

エ 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたものの

(2) 相互に関連する二以上の配慮書対象事業を実施しようとする場合は、当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者は、これらの配慮書対象事業について、併せて配慮書を作成することができることとした。

## 3 配慮書の送付

配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書要約書」という。）を送付しなければならないこととした。

## 4 配慮書についての公告及び縦覧

配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、配慮書及び配慮書要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。

## 5 配慮書についての意見書の提出

配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、4の公告の日から、4の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、配慮書事業者に対し、意見書の提出によ

り、これを述べることで済むこととした。

## 6 配慮書についての意見の概要の送付

配慮書事業者は、5の期間を経過した後、知事及び3の市町村長に対し、5により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならないこととした。

## 7 配慮書についての知事の意見

(1) 知事は、6の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、奈良県環境審議会の意見を聴いて、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする事とした。

(2) (1)の場合において、知事は、期間を指定して、配慮書について、3の市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする事とした。

(3) (1)の場合において、知事は、(2)による市町村長の意見を勘案するとともに、6の書類に記載された意見に配慮するものとする事とした。

## 8 配慮書対象事業の廃止等

(1) 4による公告を行った配慮書事業者（方法書についての公告を行ったものを除く。）は、次のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び3の市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならないこととした。

ア 配慮書対象事業を実施しないこととしたとき。

イ 2の(1)のイに掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮書対象事業に該当しないこととなったとき。

ウ 配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

(2) (1)のウの場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮書対象事業であるときは、(1)による公告の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなすこととした。

## 9 都市計画に定められる配慮書対象事業に関する特例

配慮書対象事業が都市計画法に規定する市街地開発事業として同法の規定

により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同法に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る当該配慮書対象事業についての環境影響評価その他の手続については、規則で定めることとした。

#### 10 計画段階配慮書手続の適用除外

計画段階配慮書手続は、災害の発生その他の特別の事情により、緊急に実施する必要があると知事が認める事業については、適用しないこととした。

#### 第二 方法書要約書の作成の義務化

対象事業を実施する者（委託に係る対象事業の実施にあつては、その委託する者をいう。以下「事業者」という。）は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書要約書」という。）を送付しなければならないこととした。

#### 第三 方法書説明会の開催等

1 事業者は、規則で定めるところにより、方法書の縦覧期間内に、規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならないこととした。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができることとした。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならないこととした。

3 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより2の公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、方法書及び方法書要約書の縦覧期間内に、方法書要約書の提供その他の方法により、方法書の記載事項を周知させるように努めなければならないこととした。

4 事業者は、規則で定めるところにより、1により方法書説明会を開催した場合にあってはその実施状況を、3により方法書説明会を開催しなかった場合にあってはその事由及び方法書の記載事項を周知させるためにとつた方法を、速やかに、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に報告しなければならないこととした。

#### 第四 電子縦覧の義務化

事業者は、縦覧期間中、方法書、準備書及び評価書並びにそれらを要約した書類をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。

#### 第五 対象事業完了後の環境の保全のための措置の報告等

1 事業者は、対象事業が完了したときは、規則で定めるところにより、それまでに行つた環境の保全のための措置の実施の状況、環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には当該環境の状況の把握のための措置及び当該環境の状況の把握のための措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であつて当該事業の実施において講じたものについて、知事及び関係市町村長に報告しなければならないこととした。

2 事業者は、1の報告の内容について、規則で定めるところにより、公表しなければならないこととした。

#### 第六 環境影響評価手続の適用除外の事業に係る環境保全への配慮

事業者は、環境影響評価手続の適用除外となる事業を行う場合は、可能な限り、環境の保全について適正な配慮を行うよう努めなければならないこととした。

#### 第七 その他所要の規定の整備を行うこととした。

#### 第八 施行期日等

1 平成二十六年四月一日から施行することとした。ただし、第一、第七の一部及び第八の2の一部については、平成二十七年四月一日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。



◇奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

1 基金を処分できる場合の変更

国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後においてなお当該交付金等を基金として積み立てた額に残余がある場合の当該残余の額その他の基金として積み立てた額の一部を国庫に納付するための財源に充てるときに基金を処分することができることとする事とした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

1 基金を処分できる場合の変更

基金を処分できる場合を、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき及び国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後においてなお当該交付金等を基金として積み立てた額に残余がある場合の当該残余の額その他の基金として積み立てた額の一部を国庫に納付するための財源に充てるときとする事とした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

1 流水占用料の徴収

河川法の規定による流水の占用の登録を受けた者から、流水占用料を徴収することとした。

2 流水占用料の還付

流水占用料を納付した者の責めに帰することができない理由により流水の占用の登録に係る行為をすることができなかつたときは、既に納付した流水占用料の全部又は一部を還付することができることとした。

3 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

1 性風俗関連特殊営業に係る営業禁止地域

次の性風俗関連特殊営業に係る営業禁止地域を県の全域とすることとした。

ア 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業

イ 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業

ウ モーテル営業

エ 店舗を設けて、専ら、面識のない異性ととの一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業

オ 受付所営業

カ 店舗型電話異性紹介営業

2 性風俗関連特殊営業に係る広告制限地域

次の性風俗関連特殊営業に係る広告制限地域を県の全域とすることとした。

ア 1に掲げる営業

イ 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営む営業

ウ 無店舗型電話異性紹介営業

3 営業禁止等除外区域の廃止

営業禁止等除外区域を廃止することとした。

4 施行期日

公布の日から施行することとした。